

南相馬市義務教育学校設立検討準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 南相馬市公立学校適正化計画に基づき、保護者及び地域住民から学校統合の方向性が示された学校（以下「対象校」という。）について、義務教育学校の設立検討及び準備を円滑に推進するため、南相馬市義務教育学校設立検討準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 対象校の統合に必要な事項の協議に関すること。
- (2) 対象校の統合に必要な準備に関すること。
- (3) その他南相馬市教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 対象校のPTA代表者
- (3) 対象校の通学区域に居住する未就学児の保護者の代表者
- (4) 対象校の代表者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から統合後の学校の運営が開始されるまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、教育長が招集し、会長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

- 5 会長が特に必要と認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
- 6 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる委員は協議会に出席したものとみなす。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事項の推進のため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会の指示により、所掌事項に係る学校運営及び教育行政の実務に関連する資料収集、専門的な調査検討及び連絡調整を行い、その経過及び結果を所掌事項の素案として協議会へ報告するものとする。
- 3 専門部会は、協議会の委員及び教育長が委嘱する者又はそのいずれかで構成する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 5 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 6 部会長は、専門部会の業務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課で処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。